

農林水産知的財産戦略総合推進事業実施要領

制定 平成22年4月1日 21生産第10470号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の知的財産戦略・ブランド化総合事業の項の農林水産知的財産戦略総合推進事業について、実施要綱の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表1の2の事業の項の経費の欄の2の経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降5年間、毎年、別記様式2により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後1月以内に生産局長に提出するものとする。

第5 収益納付

1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づ

き、原則として毎会計年度の当該収益に、当収益を取得したときまでに交付された補助金の総額をそれまでに補助事業に関連して支出された開発費総額で除した値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。

2 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降5年間とする。

第6 その他

1 事業の実施

この事業を実施するに当たっては、次によるものとする。

(1) 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応
農林水産知的財産の保護のための会議の開催

事業実施主体は、都道府県等利害関係者が知的財産の保護に関する情報収集及び共有化を行うための会議（農林水産知的財産保護コンソーシアム）を開催し、からまでにより実施された内容について、報告するものとする。

海外における知的財産権制度等の調査

事業実施主体は、中国等海外における知的財産権制度、権利侵害等の状況等について、海外現地調査や文献調査を実施し、利害関係者向けに注意喚起を行うための資料を作成・配布するものとする。

地方相談会の開催

事業実施主体は、の調査の成果や海外における商標の取扱い等に関する情報提供や知的財産権侵害等に関する相談活動等を行う地方相談会を開催するものとする。

共同対応支援

ア 対策会議の開催

事業実施主体は、都道府県等利害関係者が共同で外国政府等への働きかけを実施するための会議を開催するとともに、働きかけの実施に必要な資料を作成するものとする。

イ 商標監視体制整備支援

事業実施主体は、都道府県等利害関係者と協議の上、海外における商標出願及び登録状況の監視に係る実施方針、監視業者の選定等を行うとともに、契約書作成のための支援を行うものとする。また、監視結果について利害関係者に報告するものとする。

事業の委託

事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を関係団体等に委託することができるものとする。

(2) 温暖化に対応した新品種の開発

温暖化対応育種素材となる品種の開発

事業実施主体は、野菜の温暖化対応品種の開発促進のため、選抜・改良した温暖化対応育種素材となる品種の開発を行うものとする。開発に当たっては、

() 育種に必要な植物の導入

() 開発中の品種が「高温に強い」、「病害に強い」等のような性質を確認するための調査

() 開発品種の性質の安定化を図るための栽培・選抜を実施すること等ができるものとする。

成果の公開

開発の成果（温暖化対応育種素材となる品種）は、その成果が公共性を持つことができるよう、事業終了後5年以内に、ジーンバンク等への提供や種苗法（平成10年法律第83号）に基づく出願を行い、第三者に対しても新品種の育成等のための利用に供することとする。

事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を試験研究機関等に委託することとする。

(3) 農林水産業の現場における知的財産（技術・ノウハウ、研究技術開発の成果等）を活用するための情報収集、発信、活用手法の開発

A Iシステムが生み出す知的財産上の諸問題の検討

事業実施主体は、学識経験者（知的財産関係、IT関係、農業技術関係等）、弁理士、弁護士、流通業者、金融機関等の有識者をもって構成する検討委員会を開催し、以下のア、イ及びウに掲げる事項についての調査（海外の先進事例調査を含む）を実施し、当該調査結果を整理・分析し、我が国にA Iシステムを導入する際に発生する知的財産上の諸問題を抽出し、それらの問題に対する解決方法を多角的に検討することとする。なお、検討委員は、本事業において取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと等の秘密保持を遵守することが義務付けられることとする。また、これらの調査結果及び検討結果は、事業報告書として取りまとめることとする。

ア 文書として表現できていない優れた栽培技術やノウハウについて、これらを有する篤農家からデータを収集し、A Iシステムで解析することによって、一般の農業者と異なる農作業の方法や管理手法が抽出された場合におけるこれらに係る権利

イ 一般の農業者から多数のデータを収集し、A Iシステムで解析することによって、新たな法則が抽出された場合におけるこれらに係る権利

ウ ア及びイの権利が生じることを前提として、A Iシステムの管理者及びデータを提供する農業者等との間で交わす契約のあり方

地域イノベーション事業

事業実施主体は、地域の大学研究者、公設試験場の研究者、普及指導員などを構成員とする地域イノベーションチームを設置し、現場の農業者、農業法人等が有する農業技術の実証試験、実用化調査を実施し実用化・商品化につなげ、知的財産権を取得した現場の技術・ノウハウ等の管理・流通手法について検討を行う。

農林水産分野の知的財産情報の集積・提供

ア 農林水産知的財産の活用事例の調査等

事業実施主体は、農林水産分野における特許等の活用事例を調査するとともに、特許、植物新品種等を組み合わせた知的財産の活用を調査・検討するものとする。

イ 農林水産分野の知的財産情報の集積

事業実施主体は、全国の試験研究機関等と連携し、農林水産分野における知的財産情報の提供を受ける体制を構築するとともに、植物新品種の利用許諾の可否等の情報を調査・収集するものとする。

ウ 農林水産分野における知的財産情報の活用のためのホームページの運営等

事業実施主体は、ア及びイにより集積した情報を一元的に検索できるシステム及び農林水産分野における知的財産に係る情報を掲載したホームページを運営するものとする。

事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を、必要に応じ、関係団体等に委託することができるものとする。

2 事業の着手時期

農林水産知的財産戦略総合推進事業は、補助金の交付の決定後に着手するものとする。ただし、交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した別記様式第3号による交付決定前着手届を、生産局長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式1(第2、第3関係)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度農林水産知的財産戦略総合推進事業()実施計画の
承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年 月 日付け 総合第 号
農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、
中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度農林水産知的財産戦略総合推進事業()実施計画の実施結果の報告について」とし、実績を記載すること。
- 5 ()には、農林水産知的財産戦略総合推進事業実施要領第6の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかの項目を記入すること。

別 添

1 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応

(1) 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

(2) 事業の目的

--

(3) 事業の内容

ア 農林水産知的財産の保護のための会議開催計画(又は実績)

開催時期	開催場所	報告事項・講師員数(名)	参加者数	備考

注) 事業実施主体以外の有識者が報告等を行う予定の場合は、事業計画では講師の員数を、実績報告では講師名を記載すること。

イ 海外における知的財産権制度等の調査計画(又は実績)

(ア) 海外現地調査計画(又は実績)

調査時期	調査対象国	内容	調査日数・調査員数	備考

(イ) 文献調査の計画(又は実績)

調査時期	調査事項(文献名)	調査員数	備考

(ウ) 海外現地調査等に関する資料の作成

内容	サイズ・ページ数等	作成部数	配布先	備考

ウ 地方相談会の開催計画(又は実績)

開催時期	開催場所	内容・講師員数(名)	参加者数	備考

注) 事業実施主体以外の有識者が海外の商標の取扱い等の報告や相談対応等を行う場合には、事業計画には講師の員数を、実績報告には講師名を記載すること。

エ 共同対応支援実施計画（又は実績）

（ア）対策会議の開催計画（又は実績）

実施時期	開催場所	参集範囲・参加者数	内容等	備考

（イ）外国政府等働きかけ用資料の作成（又は実績）

作成時期	対象国名	内 容	作成部数	備考

（ウ）商標監視体制整備支援

a 商標出願状況の監視に関する資料の作成計画（又は実績）

内 容	サイズ・ページ数等	作成部数	配布先	備考

b 契約書等作成支援計画（又は実績）

支援内容（専門分野）	員数	支援実施期間	備 考

c 監視報告書作成計画（又は実績）

報告書の名称	内 容	作成部数	配布先	備 考

2 温暖化に対応した新品種の開発事業

（1）開発の目的と概要

対象野菜	
事業実施期間	
実施内容・目的	
実施体制・スケジュール	
事業効果	
成果・効果の検証	

（2）開発グループの概要

中核機関名	
事業担当者	
経理担当者	
業務概要	
資本金	従業員数

共同開発機関名	
代表者名	
所在地	
業務概要	
資本金	従業員数

共同開発機関が複数ある場合には、それぞれの機関について記載すること。
 中核機関及び共同開発機関の定款、組織図、総会資料等それぞれの機関の概要・活動状況が分かる資料を添付すること（申請時）。
 当該年度に契約した中核機関と共同開発機関の委託契約書の写しを添付すること（報告時）。

(3) 平成22年度の予算計画

ア 経費の内訳

(単位：千円)

分類	機関名	経費及び その内訳	事業費	負担区分		備考
				国庫補助金	自己資金	
中核機関						
		計				
共同開発 機関						
		計				
合 計						

「備考」欄には、仕入れに係る消費税等がある場合には、その相当額について「除税額 千円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記載すること。

共同開発機関が複数ある場合には、それぞれの機関について記載すること。
 賃金の単価等の設定の根拠となる資料を添付すること。

イ 機器費の内訳

(単位：千円)

品名・仕様	数量	単価	金額	使用目的	設置機関

取得単価にかかわらず、記載すること。

(4) 年次計画

ア 開発内容とその分担

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中核機関					
共同開発機関					

共同開発機関が複数ある場合には、それぞれの機関について記載すること。

イ 開発内容と分担

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費合計					

3 農林水産業の現場における知的財産（技術・ノウハウ、研究技術開発の成果等）を活用するための情報収集、発信、活用手法の開発

(1) AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題の検討

ア 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 検討委員会委員の構成計画(又は実績)

所属・職名	氏名	備考

注) 検討に必要な情報収集を目的として専門家を臨時委員に委嘱する場合には、該当する委員が臨時専門委員であることが分かるように、備考欄に「臨時専門委員」と記載すること。

(イ) 検討委員会の開催計画(又は実績)

開催時期	内容	備考

(ウ) 調査計画(又は実績)

実施時期	実施方法	内容	備考

(エ) 事業報告書等の作成計画(又は実績)

報告書等の名称	内容等	作成部数等	備考

(2) 地域イノベーション事業

ア 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 地域イノベーション技術・ノウハウ等の実証・実用化

地域イノベーション技術・ノウハウ等の調査・選別

実施時期	調査・選別方法	調査対象・場所	備考

地域イノベーションチームの組織

実施地区	チームの構成	業務内容

業務実施計画（又は実績）

実施地区	実施時期	業務内容	備考

(イ) 農林水産業の現場の技術・ノウハウ等の流通手法の検討

農林水産業の現場の技術・ノウハウ等の実用化事例の調査

実施時期	調査対象	備考

流通手法検討計画

実施時期	検討内容・検討方法	備考

(ウ) 情報提供の検討等

報告書等の作成

内容等	作成部数	配布先

その他の情報提供方法

実施内容	備考

(3) 農林水産分野の知的財産情報の集積・提供

ア 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 農林水産分野の特許技術の活用事例の調査等

a 農林水産分野の特許技術の活用事例の調査

実施時期	実施内容	備考

b 特許技術と植物新品種等を組み合わせた活用の調査・検討

実施時期	実施内容	備考

(イ) 農林水産分野の知的財産情報の集積

a 試験研究機関等との連携

実施時期	実施内容	備考

b 植物新品種についての活用情報の調査

実施時期	実施内容	備考

(ウ) 農林水産分野の知的財産情報の活用のための検索システムの開発及びホームページの運営

a 検索システムの内容

--

b ホームページの運営

(a) ホームページの内容

--

(b) 管理・運営方法

--

番 号
年 月 日

平成 年度農林水産知的財産戦略総合推進事業()収益状況報告書

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 生産第 号で補助金の交付決定の通知があった農林水産知的財産戦略総合推進事業について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年 月 日付け 総合第 号農林水産事務次官依命通知)第9の1の規定により、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

1 事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は特許権等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益

円

2 本年度までに補助事業に関連して支出された費用の総額

円

3 補助金の確定額

平成 年 月 日付け 第 号確定

円

(注)1 収益計算書等を添付すること。

2 ()には、農林水産知的財産戦略総合推進事業実施要領第6の1の(1)から(3)までのいずれかの項目を記入すること。

別記様式3（第6関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度農林水産知的財産戦略総合推進事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので、届出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間においては、計画変更を行わないこと。

別添

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由